行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	危機管理防災課	整理番号	4-9
処分の種類	警戒区域への立入制限、禁止、退去の命令				
根拠法令条例 等·条項	武力攻擊事態等(第114条第2項	こおける国民の保	護のための措置に	関する法律(平成	16年法律112号)
処分の概要	カ攻撃災害による と認めるときは、警	住民の生命又は 養戒区域を設定し、 該警戒区域へのご	はまさに発生しよう 身体に対する危険 武力攻撃災害への 入りを制限し、若し	を防止するため緊 D対処に関する措	急の必要がある 置を講ずる者以
	績がないため、あ		事態は個々に態様 を設定することはB		た、過去に処分実
	前項の場合にお に対する危険を防 置を講ずることが	いて、都道府県知 近よるため緊急の	護のための措置に 事は、当該武力攻)必要があると認め こおいて、当該措置 、。	撃災害による住民 るときは、自ら同	Rの生命又は身体 頃に規定する措
処分基準 (未設定の場合 はその理由)					
甘淮の制字相加					
基準の制定根拠	_				